

琉球大学学術リポジトリ

外資系企業等の取扱い（愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): 愛知大臣, マイヤー駐日アメリカ合衆国大使, 書簡, 愛知大臣発マイヤー米大使宛書簡, 法制局, 閣議了解, 吉野・スナイダー書簡, 愛知大臣 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43442

農
林
省

昨 5/6, キヤン Indeco 新設会社

- ① 本土進出の必要性
- ② 経路通りの輸入価格に原料料を確保するため 60-40 の外資比率に
- ③ 60 万 100 万 1000 万 沖縄地域に
原料の確保を目的として

throughout japan に工場を設ける
30% 程度 Indeco が原料を
取扱るといわれる。支那市場に

Remittance of Foreign Currency

2. Foreign individuals who hold dollar deposits or certificates in an Okinawan bank at the time of reversion ^{may continue, after reversion,} will be given the right ^{to hold dollar accounts,} of choice whether to go on holding dollar accounts or to convert into yen accounts.

Any foreign individuals will be allowed to make remittance abroad in accordance with the regulation of the Foreign Exchange Law.

貿易国様証
と集信之得

2. Import Quotas の 4 15 日
the GOJ will give respect.....
... over a few years prior to reversion,...

を 7 割の比率に 改めらるゝ...
the GOJ will allocate in principle

the quotas of necessary goods to each firm Okinawa on the basis of the past

records of imports, and.....

理由. 沖縄の 沖縄の 輸入 関税 中
必ず比 respect 与 在... 他 国 向けに
元 出 せ

砂糖, 小麦粉, 果汁, 乳肉製品,
小麦粉 等があること. 原則として

沖縄に 必要 与 他 国 割 割 する こと 也
表現 此 小.

一部 自 国 産 品
砂糖
小麦粉
輸入 比率

全文

不審の企業化の可否か?

firm application

外資法上の支店

を以て認めらるべきか?

大蔵省

1. 条文条より見る、equitableなる。
2. I. Business activities 1.の中、支店は外資法の申請を必要とするとの規程は、つきの理由に不適当。
 - (イ) 現在、銀行の支店は認めらるが、製造業の支店は通産行政指導の認めらる。
 - (ロ) 従って、支店は外資法上の認可の対象とせしむるの記載は、外資法上の直接の例外たる外資法上の自由を求め、各企業に支店化を許し起すこととあり、すなわち、かかる外資法の廃止ともあらず、故にあり。
3. 以上 2. (ロ) は全文不審理由：
 - (イ) 991の5他は、各企業の現規模と必要以上上廻る大中を認めあり、これを認め、既程認めらるべき問題

愛知 → マヤ-書簡ドラフトに対する意見

(46.4.23)
(農林省)

このことについて、つぎのとおりとされたい。

和文 P16 Ⅳ 輸入割当の項 上から8行目以下
とつぎのように改める。(下線部分が改められた箇所)

「輸入制限物資の割当についても、上記の趣

旨に沿うよう、必要な品目について過去の沖縄にお

ける輸入実績と考慮する等の方法を検討中である。

なお、外資系企業について差別的取扱いをする

ことはない。」

(以上)